

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年6月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
横浜市立中山小学校正門電子錠解錠修繕
- 2 履行場所
横浜市緑区中山4-16-1
横浜市立中山小学校
- 3 契約日
令和5年4月21日
- 4 履行日
令和5年4月21日
- 5 契約金額
30,800円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市旭区都岡町39-4
妙光電機株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
正門電子錠が故障し、解錠できない状態であった。
早急に解錠できなければ給食業者の運搬など出入りができず学校業務に支障をきたすため、緊急に修繕を行い解錠できる状態に戻す必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立中山小学校